

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（保育園現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成19年8月23日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	高	野	新一

記

1 監査の実施日

平成19年7月31日（火）午前10時～

沓見保育園、金山保育園、新和保育園

2 監査の対象

各保育園における平成18年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園での現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各保育園における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次のとおり一部不適正な事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 消耗品の購入状況について

① 消耗品の納品書及び請求書について、日付が明確でないと思われるものが見受けられた、納品書には必ず日付及び品名等内容と現物を確認し検収者を明確にすること、また、その請求書についても同様の処理をされたい。

② 給食材料について、他園と同品ではあるが価格の違う物を

使用している園が見受けられたのでその内容と状況を確認し改善されたい。

(2) 現金の取扱い状況について

① 保育料の滞納については、主管課とともに今後も滞納処理に務められたい。また、保護者会等の会費の授受については、必ず適正な領収書を受領すること。

(3) 備品の管理状況について

① 備品の保育園間での移管及び備付け場所の移動等が頻繁にあるため、備品の所在・数量等についての的確に管理ができるよう、備品台帳及び備品表示票の整備をされたい。

また、寄贈遊具（中古品）等についても、主管課に報告をおこなうとともに適正な管理に務められたい。

② 消火器については、数量等に不明瞭な園が見受けられた、備品台帳には必ず記載するとともに、所在を明確にし非常時に対処できるよう管理されたい。

③ 納品書には、必ず受領日及び受領者印を押印し備品の確認を明確にされたい。